年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

| 1. | 今回 | のあ | つせん | 等 | の概要 |
|----|----|----|-----|---|-----|
| | | | | | |

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 60 件

厚生年金関係 60 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を<標準賞与額>(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 基礎年金番号 : 別添一覧表参照

生年 月日:

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成18年7月10日

私は、A社に勤務していた期間のうち、平成18年7月10日に支給された 賞与から、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、社会保険事務 所(当時)への届出が未提出となっていた。

事業主が、平成23年4月20日に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出したが、時効により年金の給付に反映されない期間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主提出の平成18年7月10日に支給された賞与に係る賞与支給控除一覧表から、申立人は、<標準賞与額>(別添一覧表参照)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していない

と認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件60件(別添一覧表参照)

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日 | 住所 | 標準賞与額 |
|------|----|--------|----------|----|-----------|
| 2350 | 男 | | 昭和26年生 | | 25 万円 |
| 2351 | 男 | | 昭和 35 年生 | | 26万7,000円 |
| 2352 | 男 | | 昭和29年生 | | 26万1,000円 |
| 2353 | 女 | | 昭和24年生 | | 25万8,000円 |
| 2354 | 男 | | 昭和25年生 | | 34万9,000円 |
| 2355 | 男 | | 昭和25年生 | | 31 万円 |
| 2356 | 男 | | 昭和28年生 | | 8万円 |
| 2357 | 女 | | 昭和29年生 | | 27万5,000円 |
| 2358 | 男 | | 昭和24年生 | | 32万3,000円 |
| 2359 | 男 | | 昭和23年生 | | 16 万円 |
| 2360 | 男 | | 昭和31年生 | | 5万2,000円 |
| 2361 | 男 | | 昭和26年生 | | 37 万円 |
| 2362 | 男 | | 昭和 46 年生 | | 14万8,000円 |
| 2363 | 男 | | 昭和 40 年生 | | 25万9,000円 |
| 2364 | 男 | | 昭和 44 年生 | | 3,000円 |
| 2365 | 男 | | 昭和26年生 | | 28万4,000円 |
| 2366 | 男 | | 昭和24年生 | | 29万4,000円 |
| 2367 | 男 | | 昭和 29 年生 | | 46 万円 |
| 2368 | 男 | | 昭和 40 年生 | | 31万2,000円 |
| 2369 | 男 | | 昭和27年生 | | 2,000円 |
| 2370 | 男 | | 昭和24年生 | | 23万4,000円 |
| 2371 | 男 | | 昭和 49 年生 | | 7万2,000円 |
| 2372 | 男 | | 昭和 29 年生 | | 16万3,000円 |
| 2373 | 男 | | 昭和28年生 | | 21万7,000円 |
| 2374 | 男 | | 昭和 22 年生 | | 43万8,000円 |
| 2375 | 男 | | 昭和33年生 | | 28万1,000円 |
| 2376 | 男 | | 昭和26年生 | | 39 万円 |
| 2377 | 男 | | 昭和24年生 | | 28万4,000円 |
| 2378 | 男 | | 昭和30年生 | | 29 万円 |
| 2379 | 男 | | 昭和 29 年生 | | 12万9,000円 |
| 2380 | 男 | | 昭和30年生 | | 26万7,000円 |
| 2381 | 男 | | 昭和 22 年生 | | 24万9,000円 |
| 2382 | 男 | | 昭和25年生 | | 43万9,000円 |
| 2383 | 男 | | 昭和37年生 | | 30万9,000円 |

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日 | 住所 | 標準賞与額 |
|------|----|--------|----------|----|-----------|
| 2384 | 男 | | 昭和 26 年生 | | 26万1,000円 |
| 2385 | 男 | | 昭和 42 年生 | | 38万8,000円 |
| 2386 | 男 | | 昭和25年生 | | 25万9,000円 |
| 2387 | 男 | | 昭和 46 年生 | | 38万3,000円 |
| 2388 | 男 | | 昭和25年生 | | 36万3,000円 |
| 2389 | 男 | | 昭和22年生 | | 32万7,000円 |
| 2390 | 男 | | 昭和34年生 | | 30万5,000円 |
| 2391 | 男 | | 昭和 32 年生 | | 31万3,000円 |
| 2392 | 男 | | 昭和25年生 | | 40 万円 |
| 2393 | 女 | | 昭和36年生 | | 30 万円 |
| 2394 | 男 | | 昭和43年生 | | 25 万円 |
| 2395 | 女 | | 昭和 32 年生 | | 18 万円 |
| 2396 | 男 | | 昭和 21 年生 | | 2万3,000円 |
| 2397 | 男 | | 昭和31年生 | | 5,000円 |
| 2398 | 男 | | 昭和24年生 | | 31万4,000円 |
| 2399 | 男 | | 昭和24年生 | | 29万3,000円 |
| 2400 | 男 | | 昭和 22 年生 | | 33万3,000円 |
| 2401 | 男 | | 昭和37年生 | | 29万5,000円 |
| 2402 | 男 | | 昭和43年生 | | 2,000円 |
| 2403 | 男 | | 昭和43年生 | | 26万4,000円 |
| 2404 | 女 | | 昭和 24 年生 | | 15万3,000円 |
| 2405 | 男 | | 昭和31年生 | | 37万9,000円 |
| 2406 | 男 | | 昭和 21 年生 | | 32 万円 |
| 2407 | 男 | | 昭和 22 年生 | | 50 万円 |
| 2408 | 男 | | 昭和43年生 | | 25 万円 |
| 2409 | 男 | | 昭和35年生 | | 5,000円 |

広島国民年金 事案 1324

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 50 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和39年4月から50年11月まで

私の年金記録は、申立期間が未加入期間となっており、年金を受給する権利が無いが、私は、申立期間以前の国民年金保険料を納付しており、昭和 50 年に国民年金に再加入した時点からは、付加保険料を含めて保険料を納付しているところ、再加入した際に申立期間の国民年金保険料を納付していない旨の説明は受けていない上、当該再加入時点から 60歳到達まで継続して保険料を納付しても年金を受給する権利が無かったのであれば、そもそも保険料を納付するはずがなく、まして、付加保険料の納付申出をも行ったとは考え難く、申立期間の保険料を納付していた記録があったからこそ、付加保険料を含めて保険料を納付したのだと思う。

また、国民年金に再加入した時点において、仮に申立期間の国民年金保険料が未納で、60歳到達まで継続して国民年金保険料を納付しても年金を受給する権利が無いことが分かっていたのであれば、当然、当該事実を説明した上で、遡って国民年金に加入させて、まとめて保険料を納付させるべきであり、A市の出張所の担当者の知識不足である。

申立期間に係る納付記録について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫に係る国民年金の加入手続は、両者の国民年金手帳記号番号が連番ではないことから、一緒に行われたとは考え難いものの、両者の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日により、共に昭和50年12月頃に行われたものと推認され、当該時期は、無年金者の救済を目的とした特例納付が実施されていた時期であるところ、申立人の夫につ

いては、申立人の夫に係る国民年金被保険者台帳により、強制加入被保険者として 40 年4月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得し、当該特例納付及び過年度納付を行っていることが確認できる。

しかし、申立人については、申立人に係る国民年金被保険者台帳により、 任意加入被保険者として昭和50年12月23日に国民年金被保険者資格を 取得していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、特例納付 及び過年度納付を行うことはできない。

また、申立人が申立期間後に転出したB郡C町(現在は、D市)の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金期間確認表の記載内容により、申立人は自身が無年金者であること及び申立期間の国民年金保険料を納付していないことをうかがわせる供述を同町の担当者に対して行っていることが確認できる。

さらに、オンライン記録による氏名索引では、既に統合済みである国民 年金の制度発足当初に払い出された国民年金手帳記号番号(*)以外に申 立人に別の記号番号の払出しは確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、行政側の不手際により納付の機会を奪われた可能性もあるとして、年金記録の訂正を求めているところ、申立人が任意加入被保険者として昭和50年12月23日に国民年金被保険者資格を取得した時点において、申立人の夫と同様に強制加入被保険者として遡って資格取得させた上で、特例納付及び過年度納付を行う機会を得るように取り扱うべきであったと考えられるなど、行政側に不手際があった可能性がうかがえるものの、年金記録確認第三者委員会は、申立人が、当時、国民年金保険料を納付したか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断するものであり、このような申立人の主張について判断を行うことはできない。

広島国民年金 事案 1325

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年*月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和46年10月から59年3月まで

私は、20 歳の誕生日頃に、自宅を訪れた女性に国民年金の加入を勧められたので、加入手続をし、国民年金手帳を受け取ったことを覚えている。

国民年金の加入後しばらくは、私は集金に来た女性を通じて国民年金保険料を納付し、その後、金融機関で納付していたにもかかわらず、昭和46年*月から59年3月までの期間が未納となっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 61 年 3 月頃に払い出されたことが推認でき、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行い、申立人の 20 歳到達日に遡って被保険者資格を取得したと考えられることから、加入手続を行った時点では申立期間のうち 58 年 12 月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付方法について、国民年金に加入後は集金人を通じて納付し、その後は、申立人が金融機関で納付していたとしているところ、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和59年4月から60年1月までの期間は、前納していた同年7月から62年3月までの期間に係る保険料が、61年7月に第3号被保険者に種別変更されたことに伴い、過払保険料となったため、時効が成立していない未納期間の最も古い期間へ充当処理されたことにより納付済期間とされたものである上、60年2月及び同年3月は過年度納付していることが確認できるこ

とから、定期的に保険料を納付していたとする申立人の主張と相違する。

さらに、申立人は昭和 46 年*月に国民年金の加入手続を行ったとしているが、同年1月から 47 年 12 月までの期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の氏名は記載されておらず、オンライン記録によっても、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、加入手続及び集金に来ていたとする女性の氏名等を 記憶していない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1326

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月及び同年7月から63年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年3月

② 昭和56年7月から63年6月まで

私は、飲食店を経営していた間、詳細な時期は不明であるが、過去の納付していない国民年金保険料があると電話か手紙で連絡があり、金融機関で何度かに分けて納付した記憶があるのに、申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、基礎年金番号のほかに昭和 54 年4月頃に申立人の 当時の住所地であるA県B村において未統合の国民年金手帳記号番号が 払い出されていることが確認できるところ、当該記号番号に係る国民年 金被保険者台帳では、56 年3月及び同年7月から60 年3月までの期間は 未納と記録されており、当該記号番号に係るオンライン記録と一致する。

また、当該記号番号に係るオンライン記録によると、被保険者区分は「不在者」とされ、昭和 59 年4月時点において不在決定がされていることが確認でき、62 年1月の婚姻による氏名変更が行われていないことから、当該時点以降は国民年金保険料の納付書が申立人に送付されておらず、保険料を納付できなかったことが推認できる。

さらに、C市役所が保管する申立人の基礎年金番号に係る国民年金被保険者名簿により、平成2年7月7日に住民課の窓口で加入手続を行ったことが確認でき、同年8月に送付された時効が成立していない昭和63年7月分以降の納付書により金融機関で保険料を納付し、当該納付書発行時点で時効が成立していた申立期間を含む同年6月以前の保険料については、時効により、納付書が発行されず、納付できなかったと考えるの

が自然である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和40年10月25日から41年7月1日まで 私は、昭和40年10月25日に、A社B工場(以下「B工場」という。) からA社へ異動したが、異動後のA社での標準報酬月額が申立期間前後の標 準報酬月額よりも低額である。当時、給与を減額された記憶は無いので申立 期間前の標準報酬月額と申立期間後の標準報酬月額の間の標準報酬月額で あるはずである。調査の上、訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金事務所に記録されている申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が誤って申立期間前後の標準報酬月額よりも低く記録されていると申し立てているが、申立人がB工場からA社へ異動した昭和40年10月25日の前後の同年8月16日から同年11月1日の間に同様に異動した同僚13人について年金事務所の記録により標準報酬月額を確認したところ、異動後も標準報酬月額が同額の者が3人確認できるものの、異動後に標準報酬月額が異動前よりも低額となっている者が10人あり、申立人のみが異動後に標準報酬月額が低額となったという状況は見られない。

また、A社が保管している被保険者名簿によると、B工場とは別の記号番号が記載され、厚生年金保険の標準報酬月額が13等級(2万8,000円)との記載が確認でき、この記載は厚生年金被保険者名簿の記録と一致している。

加えて、申立人は申立期間に申立内容のとおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は所有しておらず、A社は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の届出及び保険料の納付について、「被保険者名簿以外の資料が残っていないため、申立てどおりの届出を行ったかは不明。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年10月25日まで 私は、昭和31年4月にA社(現在は、B社)に入社し、62年3月まで継続して勤務していた。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人に係る被保険者名簿は2件存在し、最初の被保険者名簿(健康保険番号*)において申立人は昭和31年7月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、33年4月1日に資格喪失したとの記載が確認でき、2番目の被保険者名簿(健康保険番号*)において同年10月25日に被保険者資格を取得したとの記載が確認できるものの、これ以外に申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

また、昭和33年4月1日に資格喪失した記載のある被保険者名簿の備考欄には、健康保険の資格喪失後に健康保険の継続療養の給付(健康保険法第55条)を受ける者であったことを示す「鎌」及び「55」の記載が確認できることから、申立人は申立期間については厚生年金保険及び健康保険の被保険者ではなかったものと推認される。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録は確認できず、厚生年金保険被保険者資格を再取得した昭和33年10月25日に雇用保険の資格を取得したとする記録のみが確認できることから、申立人が、同年10月25日以前に申立事業所における雇用保険の資格を一旦喪失したことが推認される。

加えて、申立事業所は、申立人が同事業所に勤務していたことは認めているものの、申立期間当時の勤務状況及び保険料控除を確認できる関連資料は残っ

ていないとしている上、申立期間当時、申立事業所に勤務していた同僚3人は、「申立人が申立事業所に勤務していたことは記憶しているが、申立期間の勤務 状況については勤務場所が違っていたなどではっきりとは分からない。」と回 答している。

このほか、申立人が申立期間において、申立人の主張する厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺 事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月25日から24年12月31日まで 私は、A事業所に、昭和19年4月から24年12月31日まで常勤の職員と して勤務したが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった23年5月 25日以後の加入記録が無いことに納得できない。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、A事業所の職員として勤務していたことは推認される。

しかし、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の適用事業所となった昭和23年5月25日から31年3月31日までに資格取得した健康保険番号1番から348番までの被保険者348人について確認したが、健康保険番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人は申立期間に係る保険料控除に関する資料は所持しておらず、 申立事業所は「申立期間当時の関係資料の保存が無いため、申立人の申立期間 に係る保険料控除、届出及び保険料納付の状況は不明。」と回答している。

加えて、厚生年金保険法における事業所及び被保険者の適用については、昭和22年4月法律改正により同年9月1日から「法人の事務所にして5人以上の従業員を使用するもの」に拡大されたものの、申立人が該当する業種については28年8月の法律改正により同年9月1日から新たに適用とされていることから、申立事業所は、昭和22年4月法律改正(同年9月1日から適用)に伴い、23年5月25日付けで健康保険厚生年金保険の適用事業所となり、該当する職員について資格取得の手続は行ったものの、この時点では、制度上適用除外とされていた申立人を始めとする職員については資格取得の手続は行わ

なかったものと推認される。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和60年10月1日から61年10月1日まで

② 昭和61年12月1日から63年10月1日まで

私は、A社に在籍中の昭和60年3月から63年11月頃まで、B国現地法人に出向しており、年に1、2回帰国した際、事務員の女性から給料明細書を受け取り確認していた。

当時はバブル期であり、会社の業績は右肩上がりで給与が下がった記憶は 無いのに、申立期間の標準報酬月額が引き下げられているので、調査の上、 標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、総支給額 45 万円、厚生年金保険料 9,300 円が控除された支給年不明の給与明細書を所持しているが、当該控除額は、昭 和 60 年 10 月から適用される標準報酬月額 15 万円に見合う保険料額であるこ とが確認できる。

また、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、昭和60年10月1日は15万円、61年10月1日は47万円と記録されており、オンライン記録と一致している上、同原票に記載されている標準報酬月額が遡って訂正された形跡は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「厚生年金保険料の控除額を確認していないが、総支給額と手取額に大きな変更は無かった。」としているが、申立期間②の給与が振り込まれていたとする申立人の預金口座の取引記録を見ると、40万円前後であった手取額が、昭和61年9月5日支給分から22万円程度とほぼ半減し、その後、62年7月4日支給分からは40万円程度となっていることが

確認できることから、61年9月から同年11月までの給与の平均額に基づき随時改定が行われ、同年12月1日から標準報酬月額が47万円から28万円に変更され、また、62年5月から同年7月までの給与の平均額に基づき定時決定が行われ、同年10月1日から標準報酬月額が28万円から36万円に変更されたものと推認される。

また、申立事業所の代表取締役は、「当時の関係資料は無く、申立人のB国現地法人に出向した際の契約内容等は不明である。」と回答している上、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除額について確認することができず、ほかに申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和61年1月21日から同年2月1日まで 私は、A社での給与明細書を所持しているが、厚生年金保険料が5か月控除されているのに、厚生年金保険の被保険者期間としては4か月しか反映されていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立事業所の給与明細書により、昭和60年9月から61年1月までの5か月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の申立事業所における雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和60年9月5日に資格を取得し、61年1月20日に離職したことが確認でき、厚生年金保険の加入記録と符合している上、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間の前後の期間において申立事業所で厚生年金保険の資格を取得しているほとんどの者が厚生年金保険と雇用保険の加入記録は一致している。

また、申立事業所では、延べ360人の健康保険厚生年金保険の被保険者が資格を取得していたが、申立事業所が適用事業所でなくなった日に資格を喪失した22人を除く338人のうち193人が年月の相違はあるが21日に資格を喪失していることがオンライン記録から確認できるところ、このことについて申立事業所の元代表取締役の1人は、「従業員の給料は、20日締めの28日払いであった。」と供述していることから、申立事業所は給与の締め日をもって退職させる取扱いを行っていたものと推認される。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、厚生年金保険 の資格喪失に係る健康保険証が昭和61年1月30日に返納されていることが確 認でき、事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成7年1月1日から11年8月1日まで 私は、A社で代表取締役を務めていたが、勤務していた期間のうち、申立期間に係る給与額は50万円ぐらいであったのに、年金事務所に記録されている標準報酬月額は低く記録されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成7年1月1日から9年1月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額は、当初、56万円と記録されていたが、9年1月24日付けで、7年1月に遡って20万円に減額訂正され、当該減額訂正後の9年7月15日付けで、7年11月1日から9年7月1日までの期間について、標準報酬月額は7年11月に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る滞納処分票から、申立期間当時、社会保険料を滞納していたことが確認でき、当該滞納処分票において、平成9年1月24日及び同年7月11日に、申立人の妻が社会保険事務所(当時)へ上記減額訂正に係る月額変更届を提出していたことが確認できるところ、申立人は、「社会保険の事務は事務員がしており、当社の取締役であった妻はその手伝いをしていた。」と供述し、その妻も「社会保険事務所へは、私か事務担当者が行っていたが、手続内容は話していないと思う。」としているが、申立人は申立期間当時、商業登記簿等により申立事業所の代表取締役であったことが確認でき、代表取締役である申立人がこれらの事実を把握していなかったとは考え難い。

また、申立期間のうち、平成9年10月1日から11年8月1日までの期間について、オンライン記録によると、9年10月1日(平成9年9月9日処理)及び10年10月1日(平成10年9月21日処理)の定時決定において標準報酬

月額は9万8,000円と記録されていることが確認でき、当該定時決定において、 社会保険事務所が不適切な事務処理を行ったことをうかがわせる資料等は見 当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。